属、絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているミナミメダカ及びコガタノゲンゴロウその他これらの分類に該当しない学術上又は希少性等の観点から重要な種（以下単に「重要な種」という。）が、植物については、環境省レッドリストに絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているコギシギシ及びミズマツバその他これらの分類に該当しない重要な種が確認されている。これらについて、本件事業が及ぼす影響の程度を予測したところ、周辺に同様の生息又は生育環境が広く残されることなどから影響がない又は小さいとされている。加えて、起業者は、今後工事による改変箇所及びその周辺で、重要な種が確認された場合には、必要に応じて専門家の指導助言を受け、必要な保全措置を講ずることとしている。

本件事業の施工区域内の土地には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）による周知の埋蔵文化財包蔵地が３箇所存在し、１箇所は調査不要とされ、また、２箇所は既に調査が完了しており、今後、熊本県教育委員会と協議を行い、適切な措置を講ずることとしている。なお、工事期間中に新たに遺構等が発見されれば、熊本県教育委員会と十分協議を行い、必要に応じて記録保存を含む適切な措置を講ずることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

⑶　事業計画の合理性

本件事業は、現道の交通混雑の解消、線形不良箇所の回避など安全かつ円滑な自動車交通の確保を主な目的として、条例による第３種第２級の規格に基づく２車線の道路をバイパス方式により整備する事業であり、本件事業の事業計画は、条例等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件区間におけるルートについては、申請のあった西側バイパス案（以下「申請案」という。）と、現道活用案、東側バイパス案の３案について検討が行われている。申請案と他の２案と比較すると、取得必要面積は最も多いものの、宅地取得面積及び支障家屋は最も少ないこと、土工バランスは東側バイパス案より劣るものの、バイパス工事のため、現道の通過交通にほとんど影響がないこと、事業費が最も廉価であることなどから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると、申請案が最も合理的であると認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第３号の要件を充足すると判断される。

４　法第20条第４号の要件への適合性

⑴　事業を早期に施行する必要性

３⑴で述べたように、現道は、交通混雑の解消を図る必要があること、条例等に定める道路構造を満足しない区間が存在すること及び熊本地震により通行止めが生じたことなどから、できるだけ早期に本件区間の整備を図る必要があると認められる。

また、現道が存する益城町長から本件事業の整備促進に関する強い要望がある。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

⑵　起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第４号の要件を充足すると判断される。

５　結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

第５　法第26条の２第２項の規定による図面の縦覧場所　熊本県上益城郡益城町役場

国会事項

衆議院

法律公布奏上通知書受領

五月十九日参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

道路運送車両法の一部を改正する法律

土地改良法等の一部を改正する法律

要求書受領

五月十九日、内閣から、人事官に一宮なほみを任命したいので、国家公務員法第五条第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

又、同日、内閣から、公正取引委員会委員に小島吉晴を任命したいので、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第二十九条第二項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

又、同日、内閣から、預金保険機構理事に貴志浩平及び手塚明良を任命したいので、預金保険法第二十六条第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

又、同日、内閣から、情報公開・個人情報保護審査会委員に山名学、市川玲子及び常岡孝好を任命したいので、情報公開・個人情報保護審査会設置法第四条第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

又、同日、内閣から、公害等調整委員会委員長に蓑井勉を、同委員に吉村英子及び加藤一実を任命したいので、公害等調整委員会設置法第七条第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

又、同日、内閣から、中央更生保護審査会委員長に倉吉敏を任命したいので、更生保護法第六条第二項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

又、同日、内閣から、日本銀行政策委員会審議委員に片岡剛士及び鈴木人司を任命したいので、日本銀行法第二十三条第二項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

又、同日、内閣から、労働保険審査会委員に金岡京子を任命したいので、労働保険審査会法第二十七条第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

又、同